

群馬大学社会情報学部附属社会情報学教育・研究センター運営会議規程

平成20.10.1 制定

改正 平成28.4.1 令和 3.4.1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学社会情報学部附属社会情報学教育・研究センター（以下「センター」という。）規程第13条第2項の規定に基づき、群馬大学社会情報学部附属社会情報学教育・研究センター運営会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営の基本方針に関すること。
- (2) センターの予算に関すること。
- (3) その他センターの重要事項に関すること。

(組織及び任期)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各部門長
- (3) 研究員
- (4) 社会情報学部長から委嘱された者 若干人

2 前項第4号の委員は、その任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議 長)

第4条 会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見をきくことができる。

(事 務)

第7条 会議の事務は、事務部において処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、会議の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。